

# 厚生環境常任委員会関係

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																								
<p>(職員)</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園は、前条第1項の学級を担当する専任の主幹保育教諭、<u>指導保育教諭</u>又は保育教諭（以下この項において「保育教諭等」という。）を各学級に1人以上置かなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は規則で定めるところにより専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>2～5 ー略ー</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第9条 児童福祉施設基準条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条、第12条、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">第3条</td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;">ー略ー</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）<u>第14条第6項</u>に規定する園児（以下「園児」という。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ー略ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> </table>	ー略ー			第3条	ー略ー	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。） <u>第14条第6項</u> に規定する園児（以下「園児」という。）	ー略ー			ー略ー			<p>(職員)</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園は、前条第1項の学級を担当する専任の主幹保育教諭、<u>指導保育教諭、主務保育教諭</u>又は保育教諭（以下この項において「保育教諭等」という。）を各学級に1人以上置かなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は規則で定めるところにより専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>2～5 ー略ー</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第9条 児童福祉施設基準条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条、第12条、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">第3条</td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;">ー略ー</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）<u>第14条第7項</u>に規定する園児（以下「園児」という。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ー略ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> </table>	ー略ー			第3条	ー略ー	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。） <u>第14条第7項</u> に規定する園児（以下「園児」という。）	ー略ー			ー略ー		
ー略ー																									
第3条	ー略ー	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。） <u>第14条第6項</u> に規定する園児（以下「園児」という。）																							
ー略ー																									
ー略ー																									
ー略ー																									
第3条	ー略ー	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。） <u>第14条第7項</u> に規定する園児（以下「園児」という。）																							
ー略ー																									
ー略ー																									

## 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第1条関係（山形県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

## 第2条関係（山形県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員（以下「職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員（以下「職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>